

株 主 各 位

東京都港区浜松町1-6-15VORT浜松町 I

**株式会社 多摩川ホールディングス**

TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

代表取締役社長 榎 沢 徹

## 第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2020年6月26日（金曜日） 午前10時   |
| 2. 場 所          | 神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号<br>株式会社多摩川電子 3階会議室<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第52期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、<br>連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類<br>監査結果報告の件<br>2. 第52期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類<br>報告の件 |

## 決議事項

### 第1号議案

資本準備金の額の減少の件

### 第2号議案

取締役7名選任の件

### 第3号議案

補欠監査役2名選任の件

### 第4号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有する株主ではない代理人および同伴の方などはご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tmex.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tmex.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。  
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含んでおります。
- ◎新型コロナウイルスによる感染症への対応として、株主総会に出席される株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮いただきご来場お願い申し上げます。
- また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

**【インターネットによる議決権行使のご案内】**

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、2020年6月25日（木曜日）の午後6時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. 各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
6. 電磁的方法による招集通知の発送に同意した株主様には当該株主様から請求があった場合に議決権行使書用紙を送付いたします。
7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
8. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

**お問い合わせ先について**

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 代行事務センター

電話番号 0120-782-031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

# (提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢に改善が続き、個人消費・設備投資にも持ち直しが見られるなど緩やかな景気回復基調が続いておりますが、通商問題の動向や中国経済の先行き、政策に関する不確実性などが世界経済に与える影響により、依然として不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、電子・通信用機器事業につきましては、5G関連市場、公共関連市場を中心とした拡販営業に加え、新規市場や顧客開拓にも力を入れ新たな領域の受注獲得を行ってまいりました。また、引き続き「製品の高付加価値化への取り組み」、「事業領域の拡大・開拓」、「業務提携先との共同開発」を継続的に推進しながら、自社開発品の提案強化を図ってまいりました。

結果、従来のアナログ高周波製品以外に各種業務用無線で使用される光関連製品をはじめ、高速信号処理に不可欠なデジタル信号処理装置、大容量データの無線伝送に必要なミリ波帯域製品等、新規開拓顧客と新しい市場からの引き合いも増加しております。

中でも、2020年3月12日に開示致しました『国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構』殿より公示された『次世代放射光施設の線型加速器用低電力高周波回路及びビームモニタ回路システムの製作』を、一般競争入札において単独で落札するなど、更なる新市場に対しても積極的な取り組みを行い、大きな成果を上げております。

移動体通信分野におきましては、5G関連市場をはじめ、高周波コンポーネントの需要が増加しております。

また海外向け移動体通信設備関連につきましても、新規顧客からの引き合い案件が少しずつ増加しております。

公共分野におきましては、災害対策、業務用無線、監視システム向けに、光伝送装置、デジタル信号処理装置等の需要が増加してきておりますので、公共事業分野における更なる需要拡大を図るとともに5G関連市場の設備向け製品開発をはじめとした自社開発品にも積極的に取り組んでまいります。

電子・通信用機器事業全体としての受注状況は対前期比で増加傾向にあり、安定した事業基盤を確立するべく、引き続き当社グループの事業領域の拡大を推進

していくとともに自社開発品の提案強化により、収益拡大に向けた活動を継続してまいります。

再エネシステム販売事業におきましては、太陽光発電所及び小型風力発電所の開発・販売を推進してまいりました。また、再エネシステム販売事業においては、天候不良などの理由で建設が遅れていた高圧の太陽光発電所の販売が完了いたしました。収益拡大に向け、引き続き太陽光発電所及び小型風力発電所の開発・販売活動を継続してまいります。

再エネ発電所事業におきましては、稼働済みの太陽光発電所が順調に売電しております。長崎県五島市荒神岳太陽光発電所が2020年3月に太陽光パネル約 500Kwの増設が完了し、固定買取価格 36 円で増設分の売電が開始され、発電規模が 5,847kW に拡大いたしました。また、次なる事業展開への投資が図れることなどを総合的に判断し、下関豊浦町太陽光発電所を2019年9月に売却し、千葉県館山発電所を2020年3月25日に売却いたしました。当社グループは、次なる柱となる再生可能エネルギー及び環境事業全般について積極的に検討しており、同事業の業容拡大を目指しております。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は、4,494百万円（前年同期比30.3%増）、売上高は、6,332百万円（前年同期比64.9%増）となりました。損益面については、営業利益805百万円（前年同期比426.0%増）、経常利益672百万円（前年同期は経常損失79百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は、439百万円（前年同期比241.8%増）となりました。

電子・通信用機器事業につきましては、公共関連市場を中心とした販売拡大活動に加え、新規顧客の開拓に注力しております。特に公共分野においては、需要も安定して増加してきており、今後も堅調に推移していくことが予測されます。引き続き当社グループの事業領域の拡大を推進していくとともに自社開発品の提案強化により、収益拡大に向けた活動を継続してまいります。

再エネ発電所事業におきましては、太陽光発電所の開発・販売に加え、小型風力発電所の開発にも積極的に取り組んでおります。今後も地域の特性を生かし、地域に密着した再生可能エネルギーの開発を加速させることでCO2の削減はもとより、地域や社会に貢献し再生可能エネルギーの導入および普及促進に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）につきましては、翌連結会計年度以降の業績への影響は軽微であると見込んでおります。

事業の種類別セグメントの経営成績の状況は、以下のとおりです。

a. 電子・通信用機器事業

移動体通信分野と、官公庁及び公共関連分野での受注拡大に注力したこと

から、受注高は4,334百万円（前年同期比35.6%増）、売上高は3,417百万円（前年同期比19.7%増）となり、セグメント利益は348百万円（前年同期比57.1%増）となりました。

b. 再エネシステム販売事業

天候不良などの理由で建設が遅れていた、高圧の太陽光発電所の販売が完了いたしました。固定買取価格の引き下げや改正FIT法の影響により太陽光発電案件等の需要が減少しているため、受注高は159百万円（前年同期比37.0%減）、売上高867百万円（前年同期比119.8%増）、セグメント損失は27百万円（前年同期はセグメント損失83百万円）となりました。

c. 再エネ発電所事業

稼働済みの登別市太陽光発電所、長崎県五島市のメガソーラー発電所及び静岡県島田市のソーラーシェアリング発電所は順調に売電しております。また、次なる事業展開への投資が図れることなどを総合的に判断し、下関豊浦町太陽光発電所を2019年9月に売却し、千葉県館山発電所を2020年3月に売却したことから、売上高2,091百万円（前年同期比239.7%増）、セグメント利益は698百万円（前年同期比294.1%増）となりました。

事業区別	売上高	受注高
電子・通信用機器事業	3,417百万円	4,334百万円
再エネシステム販売事業	867百万円	159百万円
再エネ発電所事業	2,091百万円	—

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、94百万円であり、その主なものは、電子・通信用機器事業における製造用測定器関連設備の増加などによるものでございます。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により、380百万円の資金調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2017年 3 月期)	第 50 期 (2018年 3 月期)	第 51 期 (2019年 3 月期)	第 52 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(千円)	4,443,227	3,255,443	3,841,699	6,332,983
親会社株主に帰属 する当期純利益又は(千円) 当期純損失(△)	44,637	△146,686	128,563	439,431
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	10.63	△34.85	29.58	96.42
総 資 産(千円)	7,446,258	11,178,746	9,572,670	9,423,180
純 資 産(千円)	3,261,220	3,210,156	3,368,524	4,156,857
1株当たり純資産額(円)	776.42	738.90	762.11	830.77

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2 当社は、2018年10月1日付で株式併合(普通株式10株につき1株の割合で併合)を実施しております。これに伴い、第49期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2017年 3 月期)	第 50 期 (2018年 3 月期)	第 51 期 (2019年 3 月期)	第 52 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(千円)	325,127	203,952	183,428	181,139
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	82,966	△108,170	△79,943	△104,579
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	19.76	△25.70	△18.40	△22.94
総 資 産(千円)	3,577,393	3,853,472	3,428,630	3,974,033
純 資 産(千円)	2,687,171	2,681,682	2,623,417	2,874,716
1株当たり純資産額(円)	639.69	617.22	593.33	574.37

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2 当社は、2018年10月1日付で株式併合(普通株式10株につき1株の割合で併合)を実施しております。これに伴い、第49期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な子会社等の状況

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社多摩川電子	310百万円	100.0%	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売
株式会社多摩川エナジー	10百万円	100.0%	再エネ発電システム販売事業等及び再エネ発電所事業等並びにそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー	6百万円	100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 2	1百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 3	1百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 3-A	3百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 5	1百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 6	1百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー B	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー C	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー D	0百万円	(間接) 50.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー E	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー F	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー G	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー H	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー I	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー J	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー K	0百万円	(間接) 100.0%	再エネ発電所事業等及びそれに付帯関連する一切の事業
株式会社T HD総合研究所	1百万円	100.0%	海外における再生エネルギー事業に係る調査、研究の推進
TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD	61百万円	(間接) 100.0%	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売
THEG PTE. LTD	16百万円	100.0%	再生可能エネルギーに関わる事業全般

## ② 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の持分比率	主要な事業内容
ウインドパワードットコム株式会社	10百万円	50.0%	風力発電事業に関するコンサルタント業務

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社多摩川電子	神奈川県綾瀬市	1,585,000千円	3,974,033千円

## (4) 対処すべき課題

電子・通信用機器事業におきましては、いよいよ、2020年3月から5G（第5次世代移動体通信）のサービスがスタートし、自社製品開発にも、より一層の力を入れて取り組んでおります。通信インフラ関連の整備などは、今後も一層の伸びが予測されます。しかしながら、低価格化、短納期化等の要求は厳しく、営業力の強化は当然のことながら、コストダウンや納期短縮のため一層の改善が必要に迫られております。

当社は、営業体制の強化や開発リソースの拡充、コストダウンによる低価格化の実現及び品質の向上を図り、市場競争力を高める一方で、更なる企業体質の改革と強化を行い、業績の向上に邁進してまいり所存であります。

再生可能エネルギー事業では、とりわけ固定価格買取制度を活用した太陽光発電所の売買市場におきましては、設備認定取得のための手続きの複雑化等、厳しい環境下にあります。

このような状況下で、再エネシステム販売事業を含めた再生可能エネルギー事業においては、小型風力発電など太陽光発電以外の再生エネルギーを活用した発電システムの販売も視野に入れております。日本全国にその販路を拡大すべく、社内体制を整え、営業活動をさらに強化し、業績回復に向けて全社一丸となって努力してまいります。

当社といたしましては、中長期に向けて企業価値の拡大並びに利益の最大化に努めるべく引き続き尽力してまいります。

## (5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業	主要製品
電子・通信用機器事業	高周波電子部品（アッテネータ、スプリッタ、カプラ、スイッチ、フィルタ）、光関連・電子応用機器（光伝送装置、周波数コンバータ、アンプ、周波数シンセサイザ、デジタル信号処理装置、映像監視システム、各種試験装置）等
再エネシステム販売事業	分譲販売用発電所、太陽光モジュール、パワーコンディショナー、小形風力発電機器、その他付属設備
再エネ発電所事業	再エネ発電所で発電した電力を販売する事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

当 社	本社：東京都港区浜松町
株式会社多摩川電子	本社・工場：神奈川県綾瀬市
株式会社多摩川エナジー	本社：東京都港区浜松町 鹿児島事務所：鹿児島県鹿児島市
株式会社G P エナジー	本社：東京都港区浜松町
株式会社G P エナジー 2	本社：東京都港区浜松町 荒神岳発電所：長崎県五島市
株式会社G P エナジー 3	本社：東京都港区浜松町 大間黒岩風力発電所：青森県大間市
株式会社G P エナジー 3-A	本社：東京都港区浜松町
株式会社G P エナジー 5	本社：東京都港区浜松町
株式会社G P エナジー 6	本社：東京都港区浜松町 登別発電所：北海道登別市
合同会社G P エナジー B	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー C	本社：東京都港区浜松町 大間二ツ石風力発電所：青森県大間市
合同会社G P エナジー D	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー E	本社：東京都港区浜松町 島田ソーラーシェアリング発電所：静岡県島田市
合同会社G P エナジー F	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー G	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー H	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー I	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー J	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー K	本社：東京都港区浜松町
株式会社T H D 総合研究所	本社：東京都港区浜松町
TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD	工場：My Hao Town, Hung Yen Province, Vietnam 営業所：Hoa Hung, Ward 13, District 10. Ho. Hcm.
THEG PTE. LTD	1 Phillip Street #03-01, Royal One Phillip, Singapore

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子・通信用機器事業	226 (13) 名	39名増 (11名増)
再エネシステム販売事業	5 (－) 名	3名減 (－)
再エネ発電所事業	1 (1) 名	－ (－)
全社 (共通)	8 (1) 名	1名増 (1名増)
合計	240 (15) 名	37名増 (12名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	2名増	40.4歳	3年8ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社きらぼし銀行	194,400千円
城南信用金庫	150,890千円
株式会社東日本銀行	145,787千円
株式会社神奈川銀行	89,800千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 13,419,600株  
 (2) 発行済株式の総数 5,062,000株 (自己株式61,454株を含む)  
 (3) 株主数 5,644名  
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
BNP Paribas Securities Services Singapore/Jasdec/UOB Kay Hian Private Limited	1,008,400株	20.16%
Goldman Sachs International	218,050株	4.36%
榊 澤 徹	181,300株	3.62%
島 貫 宏 昌	179,500株	3.58%
川 越 幸 夫	110,000株	2.19%
郷 積 人	49,000株	0.97%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	48,901株	0.97%
JP Morgan Chase Bank 380173	44,000株	0.87%
津 倉 眞	42,000株	0.83%
松井証券株式会社	40,900株	0.81%

(注) 1. 持株比率は自己株式(61,454株)を控除して計算しております。

2. 2020年3月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、MARILYN TANG氏が以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
MARILYN TANG	シンガポール国	861	17.22

### 3. 新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項

#### 第8回新株予約権

2016年4月15日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権(有償ストックオプション)は、次のとおりであります。

決議年月日	2016年4月15日
新株予約権の数	1,277個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	127,700株(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額	950円(注)2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり1,200円
新株予約権の行使期間	2016年5月11日～2021年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 962円 資本組入額 481円
新株予約権の行使の条件	<p>① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも権利行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p>

新株予約権の行使の条件	<p>② 新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の在任期間中において、会社法並びに当社の定款その他内部規則に定める手続を経ずに、会社法第356条第1項第1号から第3号のいずれかに該当する取引を行った場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、その取引以後、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>③ 新株予約権者が、当社又は当社子会社の使用人であるときにおいて、当社又は当社子会社の就業規則に定める制裁を受けた場合であって、当社の取締役会が、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を認めない旨の決議を行った場合は、当該制裁以後、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>						
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。						
保有状況	<table border="0"> <tr> <td>新株予約権個数</td> <td>414個</td> </tr> <tr> <td>目的となる株式数</td> <td>41,400株</td> </tr> <tr> <td>保有者数</td> <td>13名</td> </tr> </table>	新株予約権個数	414個	目的となる株式数	41,400株	保有者数	13名
新株予約権個数	414個						
目的となる株式数	41,400株						
保有者数	13名						

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・(または併合)の比率}$$
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合)の比率}}$$
- また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$
3. 当社は、2018年10月1日付で株式併合（普通株式10株につき1株の割合で併合）を実施しております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が1,277,000株から127,700株に変更になっております。

## 第9回新株予約権

2019年1月25日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年1月25日
新株予約権の数	10,600個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,060,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	626円（注）2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり310円
新株予約権の行使期間	2019年2月19日～2022年2月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 629.1円 資本組入額 314.5円
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。）の3営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）前の日から株主確定日までの期間</p> <p>② 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日。</p> <p>③ 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間。</p> <p>④ 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
保有状況	<p>新株予約権個数 4,501個</p> <p>目的となる株式数 450,100株</p> <p>保有者数 3名</p>

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。  
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot (\text{または併合}) \text{の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot (\text{または併合}) \text{の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

第10回新株予約権

2019年1月25日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（有償ストックオプション）は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年1月25日
新株予約権の数	1,320個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	626円（注）2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり100円
新株予約権の行使期間	2019年8月15日～2024年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 627.0円 資本組入額 313.5円
新株予約権の行使の条件	<p>① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p>

新株予約権の行使の条件	② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
保有状況	新株予約権個数 1,260個 目的となる株式数 126,000株 保有者数 7名

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。  
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・(または併合)の比率}$$
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

第11回新株予約権

2020年2月21日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権(有償ストックオプション)は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年2月21日
新株予約権の数	460個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	46,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1,802円 (注) 2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり1,100円
新株予約権の行使期間	2020年3月9日～2025年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,813.0円 資本組入額 906.5円
新株予約権の行使の条件	<p>① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも権利行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p>

新株予約権の行使の条件	<p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
保有状況	<p>新株予約権個数 460個</p> <p>目的となる株式数 46,000株</p> <p>保有者数 12名</p>

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・(または併合)の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	榎 沢 徹	株式会社THD総合研究所 代表取締役社長
代表取締役副社長	小 林 正 憲	株式会社多摩川電子 代表取締役社長
取 締 役	増 山 慶 太	株式会社多摩川エナジー 取締役 株式会社TOPコンサルティング 取締役 税理士法人トップ会計事務所 社員
取 締 役	上 林 典 子	慶應義塾大学大学院法務研究科 助教 上林法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	長 濱 隆	株式会社多摩川電子 監査役 株式会社多摩川エナジー 監査役
監 査 役	仲 田 隆 介	
監 査 役	古 川 清	

- (注) 1. 取締役上林典子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役仲田隆介氏及び監査役古川清氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、監査役仲田隆介氏及び古川清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役古川清氏は、国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験等を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 代表取締役社長榎沢徹氏は、2019年6月27日付けで当社子会社の株式会社多摩川エナジーの代表取締役社長を退任しました。

##### (2) 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
向 川 虎 隆	2019年6月27日	任 期 満 了	当社常勤監査役 株式会社多摩川電子 監査役 株式会社多摩川エナジー 監査役

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は10,000,000円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	33,000千円 (4,050千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	13,950千円 (8,100千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	46,950千円 (12,150千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第29回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第29回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の監査役の支給人員には、2019年6月27日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役上林典子氏が兼職している他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	上 林 典 子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。
監査役	仲 田 隆 介	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。また、監査役会において、弁護士の職務を通じて培った豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役	古 川 清	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。また、監査役会において、金融庁や税理士の職務を通じて培った豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が18回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人アヴァンティア

(注) 2019年6月27日開催の第51回定時株主総会において、新たに監査法人アヴァンティアが選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった海南監査法人は退任いたしました。

### (2) 報酬等の額 (税抜)

	海南監査法人	監査法人アヴァンティア	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	－千円	32,500千円	32,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	7,070千円	32,500千円	34,170千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の報酬について取締役から算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社およびグループ各社のコンプライアンスの実現のため、取締役および従業員全員が遵守すべき行動規範を定め、具体的遵守ルールとして「コンプライアンス規程」を制定する。各取締役はこれらの遵守を率先垂範するとともに、周知徹底をはかる。
  - ロ. リスクおよびコンプライアンスの管理を統括するために、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
  - ハ. 社長直属の「内部監査室」を設置し、被監査部門から独立した内部監査体制を整備する。
  - ニ. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報制度を設け、その利用につき全従業員に周知徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役および従業員の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
  - ロ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができる方法で保存、管理する。
- ③ リスク管理に関する体制
  - イ. 各部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。リスク管理に関する特に重要なものについては取締役会に報告する。
  - ロ. リスク・コンプライアンス委員会は、当社およびグループ各社のリスクの洗い出しと予防策の立案等、リスク管理に関する重要な事項を審議する。
  - ハ. 内部監査室は、各部門が実施するリスク管理が、体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および監査を行う。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
  - イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。また必要と認められる場合は、適切な管理のもとに、電子書面決議を行うことができる。
  - ロ. 取締役会は、当社およびグループ会社の中期経営目標ならびに年間予算を

決定し、その執行状況を監督する。

- ⑤ 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 当社は、グループ会社の遵法体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
  - ロ. グループ会社における経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。
  - ハ. 監査役は内部監査室と連携をはかり、業務適正化に関する子会社の監査を行う。
  - ニ. グループ会社における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。
- ⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制
  - イ. 取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
  - ロ. 取締役および従業員は、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
  - ハ. 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告、または内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行わない。
  - ニ. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- ⑦ 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議または委員会に出席し、意見を述べる事ができる。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - イ. 代表取締役社長は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況および内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。
  - ロ. 内部監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（改善状況）を把握、評価し、それを代表取締役社長および監査役

に報告する。

- ハ. 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において継続的に様々なリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

内部監査室については独立した観点から定期的に内部監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項が無いかを検証しております。

常勤監査役も、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重要な違反等が無いよう監視をしております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、長期的な視野に立ち、会社の業績及び企業体質の強化等を総合的に勘案し、安定的且つ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、将来の事業展開や経営基盤の強化、また、今後の急速な技術革新に備え、継続的な安定成長を目指しつつ、重点的且つ効率的に投資することで、有効に活用していくことを目指しております。

この方針のもと、当期の年間配当金は、前期より2円増配の1株当たり7円とさせていただきます。

次期配当につきましては、来期以降も更なる事業規模の拡大及び収益の最大化を目指しておりますので、1株につき5～30円を見込んでおりますが、最終的な配当金額は今後の経営環境などを踏まえ判断していきたいと考えております。

今後も全社一丸となって、一層の収益力の向上及び企業体質の強化を図り、早期に株主の皆様さらなる利益還元できるよう取り組んでまいります。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,761,905	流動負債	1,961,534
現金及び預金	2,215,666	支払手形及び買掛金	400,496
受取手形及び売掛金	1,391,469	短期借入金	74,980
商品及び製品	2,889,509	1年内返済予定の長期借入金	315,775
仕掛品	778,562	リース債務	172,964
原材料及び貯蔵品	231,870	未払金	176,095
前渡金	105,709	未払法人税等	96,648
その他	166,749	前受金	322,665
貸倒引当金	△17,632	賞与引当金	119,402
固定資産	1,640,518	製品保証引当金	22,878
有形固定資産	811,592	その他	259,627
建物及び構築物	168,125	固定負債	3,304,788
機械装置及び運搬具	233,229	長期借入金	368,911
工具、器具及び備品	137,665	リース債務	2,289,987
土地	272,573	繰延税金負債	331
無形固定資産	90,848	退職給付に係る負債	207,112
営業権	39,039	資産除去債務	15,155
ソフトウェア	51,809	長期未払金	358,483
その他	0	その他	64,805
投資その他の資産	738,077	負債合計	5,266,322
投資有価証券	51,164	純資産の部	
長期貸付金	55,725	株主資本	4,170,020
繰延税金資産	181,357	資本金	1,961,823
その他	458,529	資本剰余金	1,235,035
貸倒引当金	△8,700	利益剰余金	1,034,475
繰延資産	20,755	自己株式	△61,313
株式交付費	2,935	その他の包括利益累計額	△15,687
開発費	71	その他有価証券評価差額金	△3,962
開業費	17,749	為替換算調整勘定	△11,724
資産合計	9,423,180	新株予約権	2,524
		純資産合計	4,156,857
		負債純資産合計	9,423,180

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,332,983
売上原価		4,350,804
売上総利益		1,982,179
販売費及び一般管理費		1,176,522
営業利益		805,656
営業外収益		
受取利息	3,226	
受取配当金	324	
受取保険金	23,908	
持分法による投資利益	12,472	
債務免除益	7,787	
その他	6,164	53,884
営業外費用		
支払利息	172,830	
為替差損	3,413	
その他	10,344	186,587
経常利益		672,952
特別利益		
投資有価証券売却益	14,754	14,754
特別損失		
固定資産売却損	42,622	
固定資産除却損	19,447	
減損損失	74,026	136,097
税金等調整前当期純利益		551,609
法人税、住民税及び事業税	108,764	
法人税等調整額	3,413	112,178
当期純利益		439,431
親会社株主に帰属する当期純利益		439,431

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,770,627	1,065,912	595,043	△61,313	3,370,270
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	-	△22,073	-	-	△22,073
新株の発行	191,196	191,196	-	-	382,392
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	439,431	-	439,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	191,196	169,122	439,431	-	799,750
当期末残高	1,961,823	1,235,035	1,034,475	△61,313	4,170,020

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	△724	△5,085	△5,810	4,064	3,368,524
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	-	-	-	-	△22,073
新株の発行	-	-	-	-	382,392
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	439,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,237	△6,639	△9,877	△1,540	△11,417
当期変動額合計	△3,237	△6,639	△9,877	△1,540	788,333
当期末残高	△3,962	△11,724	△15,687	2,524	4,156,857

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,312,964</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>765,513</b>
現金及び預金	594,170	短期借入金	74,980
売掛金	4,532	関係会社短期借入金	350,000
商品及び製品	32,605	1年内返済予定の長期借入金	168,108
関係会社短期貸付金	590,000	1年内返済予定の関係会社長期借入金	76,080
前払費用	3,695	リース債務	855
未収入金	212,381	未払金	23,061
その他	29,768	未払費用	4,504
貸倒引当金	△154,189	未払法人税等	54,026
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,658,133</b>	前受金	9,783
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>194,821</b>	預り金	1,281
工具、器具及び備品	0	賞与引当金	250
車両運搬具	1,809	その他	2,582
土地	193,012	<b>固 定 負 債</b>	<b>333,803</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>26</b>	長期借入金	174,520
ソフトウェア	26	関係会社長期借入金	91,649
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,463,284</b>	リース債務	1,843
投資有価証券	49,869	退職給付引当金	1,712
関係会社株式	1,592,900	その他	64,077
出資金	200	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,099,316</b>
関係会社長期貸付金	810,425	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	434	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,876,351</b>
その他	18,154	資本金	1,961,823
貸倒引当金	△8,700	資本剰余金	1,234,985
<b>繰 延 資 産</b>	<b>2,935</b>	資本準備金	983,166
株式交付費	2,935	その他資本剰余金	251,818
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,974,033</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△259,144</b>
		その他利益剰余金	△259,144
		繰越利益剰余金	△259,144
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△61,313</b>
		評価・換算差額等	△4,158
		その他有価証券評価差額金	△4,158
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>2,524</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,874,716</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,974,033</b>

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	181,139
売 上 原 価	-
売 上 総 利 益	181,139
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	304,179
営 業 損 失 (△)	△123,040
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	29,557
受 取 配 当 金	271
そ の 他	2,609
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	21,971
株 式 交 付 費 償 却	1,974
そ の 他	11,339
経 常 損 失 (△)	△125,887
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	42,622
減 損 損 失	20,137
関 係 会 社 株 式 評 価 損	16,382
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△205,029
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△116,143
法 人 税 等 調 整 額	15,693
当 期 純 損 失 (△)	△104,579

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,770,627	991,970	73,891	1,065,862	△154,565	△154,565
当期変動額						
資本準備金からその 他資本剰余金への振 替	-	△200,000	200,000	-	-	-
剰余金（その他資本 剰余金）の配当	-	-	△22,073	△22,073	-	-
新株の発行	191,196	191,196	-	191,196	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△104,579	△104,579
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	191,196	△8,803	177,926	169,122	△104,579	△104,579
当期末残高	1,961,823	983,166	251,818	1,234,985	△259,144	△259,144

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△61,313	2,620,611	△1,258	△1,258	4,064	2,623,417
当期変動額						
資本準備金からその 他資本剰余金への振 替	-	-	-	-	-	-
剰余金（その他資本 剰余金）の配当	-	△22,073	-	-	-	△22,073
新株の発行	-	382,392	-	-	-	382,392
当期純損失（△）	-	△104,579	-	-	-	△104,579
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	△2,900	△2,900	△1,540	△4,440
当期変動額合計	-	255,739	△2,900	△2,900	△1,540	251,299
当期末残高	△61,313	2,876,351	△4,158	△4,158	2,524	2,874,716

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区三番町3番地8 泉館三番町6階

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 直人 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 相馬 裕晃 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社多摩川ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区三番町3番地8 泉館三番町6階

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 直人 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 相馬 裕晃 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩川ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監

査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社多摩川ホールディングス 監査役会

常勤監査役 長 濱 隆 (印)

社外監査役 仲 田 隆 介 (印)

社外監査役 古 川 清 (印)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本準備金の額の減少の件

#### 1. 資本準備金の額の減少の目的

資本政策上の柔軟性及び機動性を確保すること並びに株主様への配当原資を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少してその他資本剰余金に振り替え、その他資本剰余金を原資として期末配当を行うものです。

#### 2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少してその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、資本準備金の額の減少が効力を生じる日は、2020年6月29日とする予定であります。

##### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 160,000,000円

##### (2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 160,000,000円

## 第2号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため、取締役3名を増員して、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ます ざわ とおる 梶 沢 徹 (1961年5月11日生)	1985年4月 和光証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社 1994年6月 コメルツバンクサウスイーストアジア入社（マネージャー） 1998年6月 H S B C銀行バイスプレジデント就任 1999年12月 パークレイズプライベートバンク ディレクター就任 2003年1月 タイムスクエアベンチャー マネージングディレクター就任 2003年7月 ジェイ・ブリッジ株式会社（現：アジア開発キャピタル株式会社）執行役員就任 2004年7月 同社 代表取締役社長就任 2012年4月 当社 執行役員就任 2012年6月 当社 代表取締役社長就任（現任） 2018年4月 株式会社多摩川エナジー 代表取締役社長就任 2018年6月 株式会社T H D総合研究所 代表取締役社長就任（現任）	181,300株
2	こ ばやし まさ のり 小 林 正 憲 (1956年12月10日生)	1977年4月 株式会社富士計器入社 1981年12月 当社入社 1999年4月 当社 計測機器部部长 2005年6月 当社 取締役資材担当就任 2006年6月 当社 監査役就任 2011年6月 株式会社多摩川電子 取締役就任 2012年4月 同社 代表取締役社長就任（現任） 2014年6月 当社 代表取締役副社長就任（現任）	14,400株
3	ます やま けい た 増 山 慶 太 (1975年10月3日生)	2001年4月 エンゼルの証券株式会社入社 2004年10月 フェニックスパートナー株式会社入社 2005年12月 ジェイ・ブリッジ株式会社（現：アジア開発キャピタル株式会社）入社 2014年6月 株式会社T O Pコンサルティング 取締役就任（現任） 2015年6月 当社 取締役就任（現任） 2015年6月 株式会社多摩川電子 取締役就任 2015年11月 税理士登録 2015年12月 税理士法人トップ会計事務所 社員就任（現任） 2018年6月 株式会社多摩川エナジー 取締役就任（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	かみ げほし のり こ 上 林 典 子 (1977年1月8日生)	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 弁護士法人リレーション 社員就任 2015年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教(現任) 2018年6月 当社 取締役就任(現任) 2019年4月 上林法律事務所入所	一株
5*	ほり まさ はる 堀 雅 敏 (1971年7月11日生)	1993年9月 株式会社多摩川電子入社 2010年8月 同社 営業部部长 2017年10月 同社 取締役就任(現任)	一株
6*	すず き じゅん いち 鈴 木 淳 一 (1971年9月19日生)	1992年4月 株式会社多摩川電子入社 2008年4月 同社 設計部部长 2013年6月 同社 取締役就任(現任) 2015年4月 TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD 社長就任(現任)	一株
7*	くさ か なる ひと 日 下 成 人 (1962年1月15日生)	1989年4月 株式会社クサカ 入社 1999年7月 同社 代表取締役就任(現任) 2009年6月 当社 取締役就任 2018年6月 当社 取締役退任	一株

(注) 1. \*は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 上林典子氏及び日下成人氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由

①上林典子氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

②日下成人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は株式会社クサカの経営に長年にわたって携わり、企業経営に対する卓越した経験と見識を備えておられる為、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

5. 当社は現在、上林典子氏との間において、責任限度額を金10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また日下成人氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 上林典子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、廣瀬晴三氏は社外監査役以外の補欠の監査役として、藤原陽敏氏は社外監査役の補欠の監査役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひろせ はるぞう 廣瀬 晴三 (1952年7月17日生)	1973年4月 三菱電機株式会社 入社 2002年4月 三菱電機特機システム株式会社 鎌倉事業所副事業所長(兼)宇宙機器部長 2004年4月 同社 東部事業部 宇宙部門統括(兼)宇宙機器部長 2006年4月 同社 東部事業部 副事業部長(宇宙部門統括) 2008年6月 同社 取締役 東部事業部 副事業部長(宇宙部門統括) 2013年6月 三菱プレジジョン株式会社 常勤監査役 2018年1月 株式会社多摩川電子 顧問就任(現職)	一株
2	ふじわら ひとし 藤原 陽敏 (1951年2月19日生)	1973年4月 日本無線株式会社 入社 1994年6月 同社 技術第5測定器課長 2009年2月 同社 共通技術本部総合技術センター一長 2011年3月 同社 顧問 2016年3月 藤原計測開業	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 藤原陽敏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 社外監査役候補者の選任理由および独立性  
 ①藤原陽敏氏は、製造業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。  
 ②補欠の社外監査役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。  
 4. 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由  
 藤原陽敏氏は、製造業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられるため社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。  
 5. 藤原陽敏氏が補欠監査役に選任され、その後、社外監査役に就任することとなった場合には、当社は、同氏との間において、責任限度額を10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1997年6月27日開催の第29回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役当社に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬及び金銭の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内（うち社外取締役4,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとします。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は7名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年70,000株以内（本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含む。）又は、株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。なお、対象取締役が日本国非居住者の場合、当該対象取締役に對しては本議案の譲渡制限付株式と同等又はこれに準ずる条件の株価連動型金銭報酬（本議案の譲渡制限付株式及び配当に相当する額）を金銭として支給することができるものとします。その場合、当該株価連動型金銭報酬により当該対象取締役に給付される金銭については、当該給付に関して費用計上される額を、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬と併せて年額100,000千円以内（うち社外取締役4,000千円以内）の範囲内とするものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間まで

の間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

（２） 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位をも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３） 上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（２）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位をいずれも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４） 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５） 上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

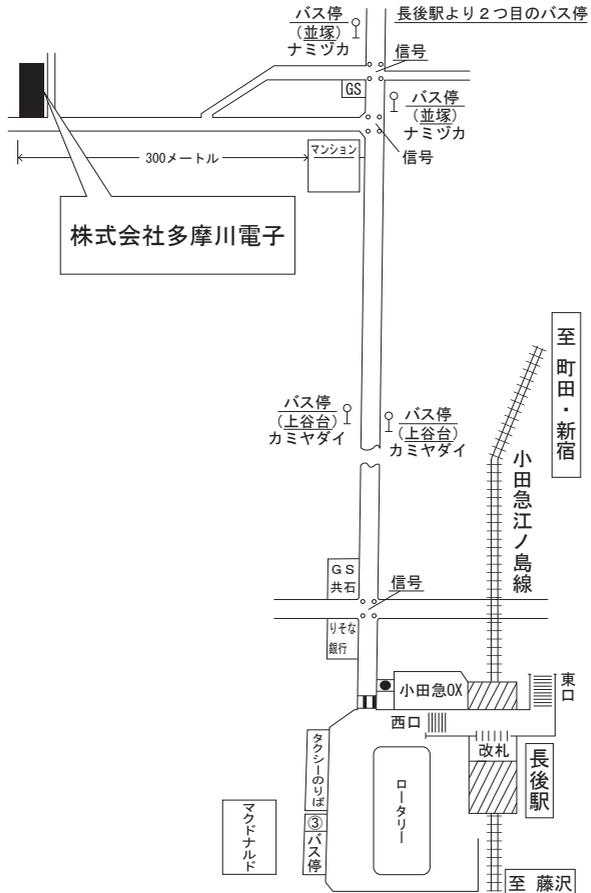
（６） 上記（５）に規定する場合においては、当社は、上記（５）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上





## 第52回定時株主総会会場ご案内図



会場：神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号  
 株式会社多摩川電子 3階会議室  
 TEL：0467-76-2291

交通：小田急江ノ島線長後駅下車 藤沢より  
 5つ目の駅（急行で2つ目）  
 バス③番乗場のバスに乗車し、2つ目  
 の並塚バス停下車